

# ミーモアプラス 会則

(名称)

第1条 この会は、ミーモアプラス（以下「本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部は、活動（事業）を行うことにより会員のスキルアップを目指し、三郷市を盛り上げ、活性化させることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本部は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① mamaマルシェ
- ② チャレンジ講座
- ③ スキルアップ講座
- ④ 親子フェスタ
- ⑤ その他本部の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本部の会員は、第2条の目的に賛同し入会登録を行ったものとする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書をコーディネーターあてに提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 3,000円/年

(退会)

第7条 会員は、退会届をコーディネーターに提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき
- 3 途中退部した際も年会費は返金しないものとする。

(役員)

第8条 本部に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) コーディネーター 1名

(職務)

第9条 代表は、本部の事業を総括・管理する。

2 コーディネーターは代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(運営会)

第10条 運営会は、ミーモア会員をもって構成する。

2 運営会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の変更
- (3) その他本部の運営に関する重要事項

(会則の改定)

第11条 この会則は、運営会の過半数の同意をもって改定することができる。

附則

- 1 この会則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この会則の変更は、令和5年1月1日から施行する。
- 3 この会則の変更は、令和5年6月20日から施行する